平成２３年（フ）第３０１５号
大阪市中央区南本町２丁目１番８号
破産者　株式会社ピーズ
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７６５号
大阪市住吉区苅田７丁目10番７―208号
破産者　有限会社本田建設
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８５２号
大阪府東大阪市鷹殿町５番25号
破産者　有限会社協栄流通加工
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９７４号
大阪府門真市浜町15番15―４号
破産者　有限会社インテリア創
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４０号
神戸市東灘区住吉宮町７丁目３番27―1201号
破産者　有限会社サンフラワー
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３８号
兵庫県川西市東畦野山手１丁目９番10号
破産者　有限会社サンエス・ユニオン・プライニング
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２２７号
兵庫県西宮市小松西町２丁目１番２号
破産者　有限会社アルパ・インターナショナル
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７４号
兵庫県西宮市鳴尾町４丁目５番５号
破産者　有限会社オハラ建設
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９４号
兵庫県尼崎市田能１丁目２番21号
破産者　株式会社オフィスカムイ
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９６号
兵庫県尼崎市元浜町２丁目50番地の５
破産者　有限会社南平尼崎店
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３８号
鳥取県西伯郡大山町中高365番地９
破産者　有限会社三千代建設
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６８０号
岡山市北区今６丁目10番21号
破産者　松田　保弘
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０１号
岡山市南区大福1223番地137、開始決定時の住所岡山市南区大福616番地17
破産者　藤丸　　勉
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０２号
岡山県倉敷市新田2559番地、開始決定時の住所岡山市南区大福616番地17
破産者　藤丸三佐子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７号
岡山県倉敷市児島田の口１丁目５番30号
破産者　共栄開発株式会社
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２号
北海道白老郡白老町字萩野310番地
破産者　有限会社ガーデンスズキ
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
茨城県牛久市久野町692番地
破産者　株式会社中央住建
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８６７号
東京都町田市木曽東２―11―49―307、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区相模原７丁目５番８号サンコリエＳ501
破産者　杉目　佳典
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４８７号
神奈川県相模原市中央区相模原３丁目８番24号
破産者　株式会社アークホームセールス
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２０６号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目４番32号
破産者　プラボーイ株式会社
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２号
長野県岡谷市赤羽３丁目10番５号
破産者　株式会社エフ．オー．ティー
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４０４号
愛知県稲沢市祖父江町本甲大溝２番地
破産者　有限会社杉本興業
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部